

○財務省令第五十六号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年六月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを「（積荷目録等への記載を省略できる事項）」に改め、同条第一項中「規定する貨物に係る令第十二条第一項第二号に」を削り、同条第一項各号を次のように改める。

- 一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十条（積荷目録の積戻し））において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）の規定により積荷目録を提出する場合 これらの貨物に係る令第十二条第一項第

二号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）又は第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受け、てこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により、又は法第十七条第一項後段（外国貿易船の出港手続）の規定による税関長の求めに応じて、積荷目録を提出する場合 これらの貨物に係る令第十二条第一項第二号に定める事項

三 本邦の開港から出港した外国貿易船が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該外国貿易船に係る乗組員氏名表に記載すべき事項（令第十二条第一項第五号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により、乗組員氏名表を提出する場合 令第十二条第一項第五号に掲げる事項のうち、乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

第二条の二第二項中「前項の」を「前項（第三号を除く。）の」に改め、「令第十二条第一項第二号」とあるのは「令第十三条第二号」と、「を削り、「法第十五条第二項」と」の下に、「令第十二条第一項第二号」とあるのは「令第十三条第二号」と」を加える。

附 則

この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。